

公の施設 調査票

公の施設の名称	芦屋市立美術博物館
所在地	芦屋市伊勢町12番25号
施設概要	<p>【設置目的】美術及び歴史に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、その教養の向上を図り、もって市民文化の発展に寄与する</p> <p>【敷地面積】6,469 m²</p> <p>【建物】平成3年3月22日開館 鉄筋コンクリート造2階建 1階 1,982 m², 2階 1,420 m² (展示室, 歴史資料展示室, 講義室, 体験学習室, 美術資料室, 収蔵庫, ギャラリー・ホワイエ, 小出檜重アトリエ, 喫茶室)</p>
業務概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 美術博物館の利用の許可に関する業務 2. 美術博物館の管理運営に関する業務 3. 美術博物館の施設, 設備等の維持管理に関する業務
所管課名	芦屋市教育委員会 社会教育部 生涯学習課

指定管理者の名称	小学館集英社プロダクション共同体	
これまでの指定	指定開始	平成23年4月1日 ~ 平成26年3月31日 (3年間)
	2回目	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日 (5年間)
今回評価を行う期間	平成26年4月1日 ~ 平成27年3月31日 (1年間)	
指定管理者制度導入前の運営管理方法	特定非営利活動法人 芦屋ミュージアム・マネジメントに業務委託	
指定管理者制度導入による効果と課題	効果	民間事業者のノウハウを活用し、効率的で質の高い管理運営を実施
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への愛着や誇りを育む, 地域性に立脚した芸術文化・生活文化事業の提供が少々難しいと考える。 ・歴史的資料の円滑な継承及び保存 ・芸術文化に関わる市職員の人材育成 (企画力・創造力等) の場の減少 ・複数の構成団体で管理運営されているため, 一定の意見調整等に時間を要し, 各々役割分担があるとはいえ, 統制面に課題を残す。
備考		

指定管理者の調査票

名 称	小学館集英社プロダクション共同体
所 在 地	【代表団体】株式会社小学館集英社プロダクション 東京都千代田区神田神保町2丁目30 昭和ビル
設 立 年 月 日	昭和42年6月26日
設 立 目 的	<ol style="list-style-type: none"> 1. テレビ・ラジオ番組, 映画, シーエムフィルム, ビデオ, コンパクトディスク等の企画, 制作, 配給, 販売 2. 各種キャラクターの著作権, 商標権, 意匠権等の保有, 管理及び商品化権の販売 3. 音楽著作権, 音楽出版権の管理, 販売 4. 各種キャラクターを使用した商品の企画, 製造, 仕入, 販売及び広告代理業務 5. 海外における前各号の業務及び商品の輸出入 6. 雑誌及び書籍の出版 7. 教育器機材及び出版物の制作, 仕入, 販売 8. 英語その他の各種教科の教室及び通信による教育事業 9. 音楽・スポーツ・文化などの催事企画立案運営業務 10. 損害保険代理業 11. ベビーシッターの請負業 12. 児童用遊戯施設の企画, 運営, 管理 13. 旅行業法に基づく旅行業 14. 不動産の仲介, 管理及び賃貸 15. 家庭教師による学習指導の請負 16. 保育所, 託児所の企画, 運営, 管理 17. 指定管理者制度又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく公共施設の管理・運営 18. 刑事施設における矯正教育事業・分類・職業訓練業務 19. 宣伝広告に関するコンサルティング業務 20. 労働者派遣事業 21. 通信販売業 22. 古物の売買 23. その他前各号に付帯する一切の事業
代 表 者 名	代表取締役 都築 伸一郎

役 員 構 成	取締役：都築 伸一郎 中沢 利洋 中島 一弘 黒川 和彦 他7名 監査役：市川 裕之
会 員 又 は 構 成 団 体 等	グローバルコミュニティ株式会社
備 考	